特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ情報公開規程

（目 的）

第 1 条

この規程は、特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ（以下、当団体）が、特定非営利活動 促進法第 28 条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを 目的とする。

（公開情報の管理）

第 2 条

当団体の情報公開に関する事務は、副理事長が管理監督する。

（情報公開の対象とする資料及び事務の整備）

第 3 条

当団体は、法 54 条に基づき団体事務所に常時備え置き閲覧に供する資料及び情報公開に関する事務を整える。

（情報公開の方法）

第 4 条

当団体は、情報公開の対象に応じ、公表、当団体事務所での閲覧･写し、並びにインターネットの方法により行うものとする。

（事務所備え置きの書類）

第 5 条

事務所備え置きの対象とする書類は、法第 52 条第 4 項、第 54 条第 5 項、第 62 条に定められた別表１に掲げるものとする。

2 別表１中、｢閲覧可能期間｣として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報は公開対象から除外する。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第 6 条 当団体の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、定款第 2 条に規定する事 務所とする。

2 閲覧の日は、当団体の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前 10 時 から午後３時までとする。ただし、当団体は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対 し、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第 7 条 閲覧希望者から別表１に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り 扱うものとする。

(1) 様式１に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、発送、FAX、電子メール のいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、当団体が様式１を受領した日より 30 日以内に行うこととする。 (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

（その他）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の議決 を経てこれを定める。

（改 廃）

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則 この規程は、令和２年 ２ 月 １ 日より施行する。

閲覧（謄写）申請書

特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ

理事長 岸岡美由紀 殿

申請月日 令和 年 月 日

申請者

申請者住所

〒

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、 その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

１．閲覧希望日 令和 年 月 日

２．閲覧対象書類（別表１より番号を選択）

３．閲覧(謄写)の目的